

# 暮らし住まいづくり 支援事業

## 対象

### 中古住宅の購入とリフォーム

#### 中古住宅の購入

- 対象** ①市外から転入して2年以内の移住者（転入前の1年間に転出した者を除く）  
 ②新婚世帯（婚姻届を提出し、受理されてから2年以内）  
 ③子育て世帯（18歳以下の子どもと同居する世帯）  
 ④共同住宅に住んでいる方  
 ⑤進出企業の従業員となるため市外から転入された方
- 要件** 3親等内の親族以外からの購入であること（土地は対象外）
- 加算** リフォーム済みの安心R住宅を購入する場合に加算あり（購入後のリフォーム補助との重複不可）

#### 購入後のリフォーム

- 対象** 市の事業で取得した中古住宅で、居住に必要な50万円以上のリフォーム工事
- 要件** この補助制度で購入した中古住宅であること
- 加算** 居住誘導区域内で多世代同居または近居するためのリフォーム工事に加算あり

### 多世代同居住宅のリフォーム

- 対象** 親、子、孫の3世代以上で同居するために行う50万円以上のリフォーム工事
- 要件** 持ち家であること

### 所有者によるリフォーム

- 対象** 所有者が空き家を賃貸するために行う50万円以上のリフォーム工事
- 要件** 工事終了後、賃貸物件として大野市空き家情報バンクへ登録すること

## 補助額

○購入費用の3分の1	上限	居住誘導区域内	60万円	区域外	30万円
○リフォーム工事費用の3分の1					
	上限	居住誘導区域内	60万円	区域外	30万円
○安心R住宅の購入加算		居住誘導区域内	60万円	区域外	30万円
○多世代同居・近居リフォーム加算		居住誘導区域内	30万円		

## 共通事項

○次の省エネルギーのいずれかを同時に行うこととします。

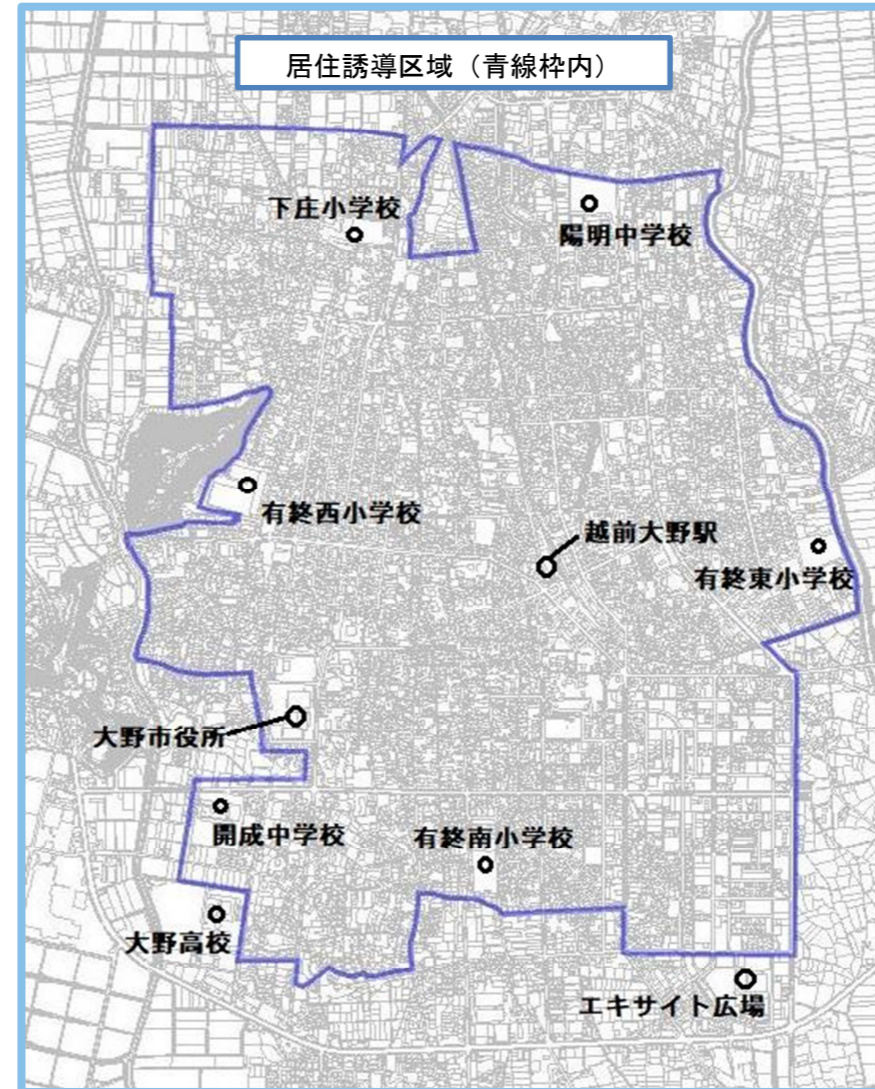
[補助金の対象となるもの]

- ・開口部の断熱改修
- ・太陽熱利用システムの導入
- ・高断熱浴槽の設置
- ・節湯水栓の設置
- ・外壁・屋根・天井、床に断熱材を使用
- ・節水型トイレの設置
- ・高効率給湯器の導入
- ・LED照明器具の設置

[補助金の対象とならないもの]

- ・HEMSの導入
- ・県産材の利用
- ・太陽光発電設備の導入

- 耐震基準を満たさない住宅は、耐震診断を行い、補強プランを作成してください。
- 市内業者の施工に限ります。
- 外構工事や家具・家電製品、外壁、内装のみの工事は対象外です。
- 国、県、市の補助制度と併用できない場合があります。申請前にご確認ください。
- 公共下水道等の供用開始区域の場合は、下水道に接続してください。
- 中古住宅購入後やリフォーム工事着工後の申請はできません。着手前にご相談ください。
- 申し込みをした年度末までに完了し、書類を提出してください。



## 申し込み期限

# 12/28(水)

[お問い合わせ・お申し込み]

大野市役所 暮らし環境部  
 交通住宅まちづくり課  
 建築・住宅グループ  
 （市役所1階11番窓口）  
 TEL：0779-66-1111（代表）  
 0779-64-4815（直通）